

四日市あすなろう鉄道車両等のグッズ化許諾について

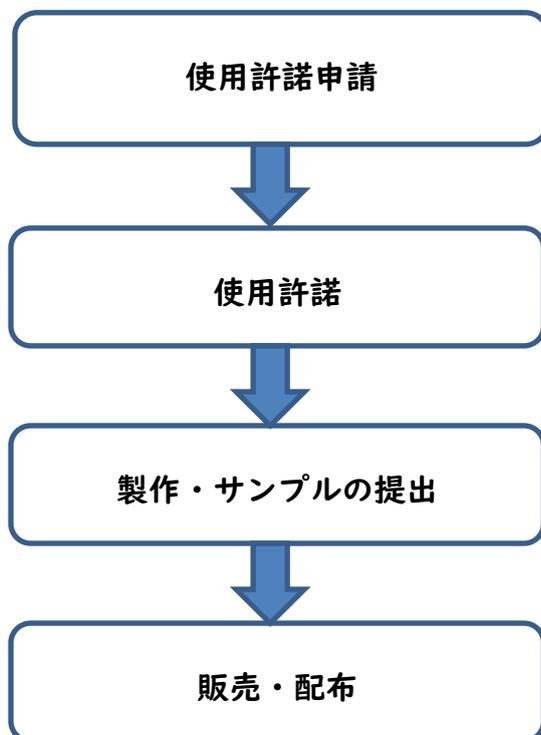
四日市あすなろう鉄道の車両、駅舎などの施設にかかるグッズを製作する場合は、以下のとおり運用いたします。

■許諾の要否

許諾申請が 必要なもの	販売目的でグッズを製作する場合（お菓子などの食品も含む。）
	不特定または多数の者に配布するために製作する場合
許諾申請が 不要なもの	私的使用の範囲内で利用する場合 （例：友人や親戚への年賀状に使う、グッズを製作して友人・親戚にプレゼントする等）
	イベントの広告物に掲載する場合 （ただし、イベントにあすなろう鉄道をご活用いただける場合は、四日市あすなろう鉄道株式会社（☎059-351-0688）へ情報提供をお願いします。）

許諾申請の要否がご不明な場合は、公共交通推進室までご相談ください。

■手続きの流れ



■ 許諾条件

- ・販売目的の場合、サンプルは、原則2個提出すること。
- ・無償で配布する場合、できる限りサンプルを提出すること。サンプルを提出しない場合、配布物の写真等、配布物の内容が明確に分かるものを提出すること。
- ・販売目的の場合、商品に「四日市市商品化許諾済」とできる限り入れること。
(任意)
- ・グッズの製作にあたり、申請者において必要な権利処理(例:商標権、著作権等)を自己の責任をもって行うこと。

■ 注意事項

以下の場合には許諾できません。これら以外でもその他市の判断により許諾できないものがありますので、ご了承ください。

- ・事実と異なる、または誤認を与える恐れがあるもの。
- ・第三者の権利を侵害している恐れのあるもの。
- ・四日市あすなろう鉄道のイメージを損なうもの。
- ・その事実がないのに四日市あすなろう鉄道の事業と関係を誤認させる表現(宣伝物等含む)。(例:「四日市市公認」「四日市市とコラボ」「四日市あすなろう鉄道公認」「四日市あすなろう鉄道とコラボ」など)

■ 写真・イラストの提供

市から写真・イラストの提供はできません。

■ 適用開始

令和2年11月1日～

〒510-8601

三重県四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所

都市整備部 都市計画課 公共交通推進室

電話 059-354-8095

FAX 059-354-8404

Mail:koutsuu@city.yokkaichi.mie.jp